

主に未組合員含む
若年層教職員向け

組合が「確定交渉」で勝ち取ったもの

私たち広島県高等学校教職員組合（広高教組）は、勤務条件の維持改善等をめざして活動している職員団体（公務員版労働組合）です。毎年11月から12月にかけて、広島県及び広島県教育委員会と勤務条件を「確定」させるための労使交渉を職員団体の仲間とともにを行っています。私たちはこれを「確定交渉」と呼んでいます。ここでは、未組合員含む若年層教職員向けに2024年の確定交渉で勝ち取ったものを抜粋して紹介します。

1 給料とボーナスが引き上げられました

(1) 給料（月例給）

2024年の確定交渉妥結を受け、関係条例等の改正案が県議会2024年12月定例会に提案、可決、施行されました。これにより、行政職給料表（事務職員に適用）においては、高卒の初任給に当たる1級9号給で25,100円引上げ、大卒の初任給に当たる1級29号給で24,700円引上げとなりました。教育職給料表（教員に適用）においては、大卒の初任給に当たる2級5号給で27,400円引上げとなりました。この他、全ての号給において引上げが行われ、常勤の全職員が少なくとも4,200円の引上げとなりました。

「給与等支給明細書」の次の2点を見れば、自身に適用されている給料表、級・号給が分かります。

①給料表の番号

11：行政職、32：教育職（二）（口）、52：医療職（二）

②級・号給

例えば「2-67」であれば2級67号給を意味します。

(2) ボーナス（特別給）

一般職員については、次表のとおり改定されました。ここでの「1月」はざっくり言って給料1か月分の意味です。6月期及び12月期合わせて0.1月分の引上げですので、給料1か月分の1割ほど上がりました。

種類	6月期（カッコ内は引上げ分）	12月期（カッコ内は引上げ分）	3月期	計
期末手当	1.075月（+0.025月）	1.075月（+0.025月）	0.35月	2.50月
勤勉手当	1.05月（+0.025月）	1.05月（+0.025月）	—	2.10月
計	2.125月（+0.05月）	2.125月（+0.05月）	0.35月	4.60月

(3) 会計年度任用職員の賃金

前掲(1)の給料表改定に伴い、会計年度任用職員の基礎報酬額（賃金）が2025年度から次表のとおり改定されました。（額は原則として広島市・府中町以外の市町にある学校に勤務する場合の地域手当相当額（割合3.7%）を含んだもの。ただし、非常勤講師及び非常勤看護師は除く。）

職名等	改定前（時間額については【初号】～【新規任用時の上限】～【再度任用時の上限】）	改定後（時間額については【初号】～【新規任用時の上限】～【再度任用時の上限】）	引上げ額
事務職員、介助員、農場作業員、給食調理員	時間額1,100円～1,370円 ～1,650円	時間額1,250円～1,530円 ～1,760円	150円～160円 ～100円

スクールサポートスタッフ、学校事務アシスタント	時間額1,100円～1,370円 ～1,370円	時間額1,250円～1,530円 ～1,530円	90円～160円 ～160円
寄宿舎職員（日直（所定勤務時間4時間））	日額4,400円	日額5,000円	600円
寄宿舎職員（日直（所定勤務時間8時間45分））	日額7,650円	日額8,700円	1,050円
寄宿舎職員（宿直（所定勤務時間15時間15分））	日額14,900円	日額16,950円	2,050円
寄宿舎教諭（広島市内の障害児学校勤務）	日額16,700円（地域手当相当額（割合7.5%））	日額18,950円（地域手当相当額（割合7.0%））	2,250円
実習教諭、ハウスマスター	時間額1,200円～1,500円 ～1,920円	時間額1,360円～1,670円 ～1,990円	160円～170円 ～70円
栄養職員（短大卒）	時間額（なし）～1,280円 ～1,650円	時間額（なし）～1,470円 ～1,770円（※）	（なし）～190円 ～120円
栄養職員（大学卒）	時間額（なし）～1,410円 ～1,650円	時間額（なし）～1,580円 ～1,770円（※）	（なし）～170円 ～120円
非常勤講師	授業1時間2,680円	授業1時間2,720円	40円
非常勤看護師	時間額2,680円	時間額2,720円	40円

※ 会計年度任用の学校栄養職員には初号（医療職（二）1級1号給）は適用されず、15号給からの適用となるため。

(4) 通勤手当

ア 従前の9万8,000円だった1か月当たりの支給限度額について、2025年度から15万円に引き上げられました。

イ 新幹線及び有料道路等を利用して通勤する場合の「片道30分以上短縮要件」が、2025年度から廃止されました。

ウ 無料の自動車専用道を利用して通勤する場合の「片道10分以上短縮要件」について、2025年度から実質的に廃止されました。

3 テレワークが導入されます

2024年11月以降段階的に新しい教職員用パソコンが整備されています。これを使ったテレワークが可能になります。これが認められる条件は、「オンライン研修等に参加する場合」「夏季休業期間中に希望する場合」「感染症や非常変災等の場合」となる見込みです。

4 家庭と仕事の両立支援が充実します

- (1) ライフサポート休暇1号（生理休暇）が改善され、2025年1月から時間単位で取得可能となりました。

例えば4時間取得しても1日取得したとは見なされないようになります。また、週休日を挟んでも取得可能になります。

学校に一人しかいない職種だと、本人以外に代替者に引き継げる人はいません。その引継の時間がないことで、勤務時間終了後も帰れない実態があり、県教委に改善を訴えてきました。

- (2) 事務職員、養護教員及び栄養教員における単数配置の育児短時間勤務職員に係る引継時間として、2025年度から週2時間が措置されます。

- (3) 妊娠に伴う補助員措置要件が改善されます。2025年度から、医療機関を受診したことが分かる領収書等及び医師から妊娠確定と診断を受けた旨の自己申告書により1か月間、補助員が措置されます。

妊娠が確定してから、母子手帳が交付されるまではタイムラグがあります。これを埋めるための新たな制度です。